

京丹後市

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

京丹後市商工会

商工会だより



【京丹後市商工会】〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 ●TEL:0772-62-0342 ●FAX:0772-62-3553 ●URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137 (火・金のみ)



中小企業持続経営支援補助金 (ステップアップ枠)のご案内

京都府と京丹後市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体を対象とした「中小企業持続経営支援補助金(ステップアップ枠)」により、事業計画に基づく、経営改善等に繋がる取組に対する経費を支援します。

対象者 京丹後市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体

受付期間・事業実施期間・補助対象事業等

中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けた事業計画に基づき中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組

<具体例>

- ◆経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
- ◆省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
- ◆固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
- ◆サイバーセキュリティ対策に関する経費
- ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの



各 期 間	開 始	終 了
受 付 期 間	令和6年6月20日(木)	令和6年7月12日(金)
事 業 実 施 期 間	令和6年4月1日(月)	令和7年1月31日(金)
実 績 報 告 書 提 出 期 間	事業終了から14日以内(最終:令和7年2月4日(火))	

対象外 ・当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)

・同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

補助率・補助上限

※別途専門家派遣も可能

項 目	対 象	補 助 率	補 助 上 限
(1)経営改善型	中小規模企業※	3分の2	200,000円
	中小企業(中小規模企業除く)※	2分の1	300,000円
	中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
(2)起業支援型	商店街団体	3分の2	200,000円
	創業予定者、中小企業等	3分の2	200,000円

【その他】

中小企業等、商店街団体等の範囲、補助対象の具体例の詳細はHP等でご確認ください。

【提出先】 中小企業応援隊員を経由して京丹後市商工会へ提出

【問合せ先】 京丹後市商工会 本支所まで

太陽光発電設備の設置や既存住宅の断熱改修等に補助金をご活用いただけます (京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金)

京丹後市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、脱炭素社会を実現するために、所有する建物等において太陽光発電設備の設置や、既存住宅の断熱改修等を検討されている方へ補助金を交付します。

この補助金は、国の交付金事業(環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」)等を活用して行うものです。ぜひご利用ください。

対象者: 市民及び市内の事業者

申請受付期間: 令和6年5月1日(水)~令和7年1月10日(金)

申請先: 京丹後市役所生活環境課ゼロカーボン推進室

実績報告提出期限: 令和7年2月14日(金)



補助金制度の内容

補助対象事業	補 助 金 額
①太陽光発電設備の設置 (自家消費型)	個人:7万円/kW(上限70万円) 事業者:5万円/kW(上限250万円)
②蓄電池	補助対象経費の1/3以内の額 上限:次の蓄電池の1kWh当たりの価格の1/3の額 家庭用:15万5千円、業務用:19万円 ※①の太陽光発電設備の付帯設備に限る。
③太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置 (専用住宅・余剰売電型)	<太陽光発電設備の単体設置> 1万円/kW(上限10万円) <太陽光発電設備・蓄電池の同時設置> 以下の合計額 市補助(太陽光):1万円/kW(上限10万円) 府補助(太陽光):1万円/kW(上限4万円) 府補助(蓄電池):1.5万円/kWh(上限9万円)
④木質バイオマス熱利用設備の設置	補助対象経費の2/3以内の額
⑤既存住宅の断熱改修	補助対象経費の1/3以内の額 上限:(戸建)1戸あたり120万円(内、玄関ドア5万円) (集合)1戸ごと15万円(玄関ドアを改修する場合は20万円)

その他:補助金の申請には、設備等の要件等を満たす必要があります。詳しくは、申請のご案内(<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/shiminkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/20191.html>)をご確認ください。

お問い合わせ先: 京丹後市役所生活環境課ゼロカーボン推進室 TEL0772-69-0240

令和6年度 京丹後市商工会

織物関連業小規模生産基盤整備事業費補助金のご案内

京丹後市と京丹後市商工会では、織物業の振興と発展を図るため織物業の生産基盤整備に係る取り組みに対して、必要な経費の一部を補助し支援します。

対象企業	次の①及び②いずれにも該当する方 ①京丹後市内に事業所を有する個人事業者または法人事業者で、事業(取組み)の実施場所が京丹後市内であること ②織物業・燃糸業・生計業・紋工業・精練整理加工業
補助事業の対象	織物業及びその関連産業の事業者が小規模な基盤整備のために市内で行う生産設備の新設、更新、改良事業
対象経費	機械装置購入費、備品購入費、外注加工費(製品に係るものは除く)、運搬費、設置費、消耗品購入費等 ※消費税は対象外 ※補助対象経費の合計が3万円未満又は30万円以上の場合は、対象となりません。
補助率等	【補助金額】補助対象経費の3分の1以内の額(千円未満切り捨て)【上限10万円】 ※但し、同じ事業(取組み)で国や府、市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合は、対象外となります。
交付申請	交付申請の際は、商工会職員に相談のうえ、次の書類をご準備ください。 ・交付申請書 ・実施計画書(別紙1) ・事業収支予算書(別紙2) ・見積書の写し(令和6年7月10日以降のもの) ・営業実態証明書(商工会員以外の方)
対象事業期間	令和6年7月10日(水)~令和7年1月31日(金)までに実施される事業が対象
申請受付期間	令和6年7月10日(水)~令和6年8月9日(金)まで ※申請状況によっては、二次募集や受付期間を延長する場合があります。その際は、当会HPで告知します。
補助金の交付	※交付事業者には、補助金額を決定し通知します。 ・補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は申請額を下回る場合があります。 ・交付申請書の提出があっても、申請内容によっては不交付となる場合があります。 ・補助金の支払いは、事業(取組み)終了後の清算払いとなります。
実績報告	※補助事業終了後、30日以内又は、令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書、事業結果報告書、事業収支決算書、補助金請求書を提出すること。 ※事業完了を証明する写真及び、金融機関への振込依頼書の写しもしくは、通帳の該当欄の写し等振込にて清算したことがわかる資料の添付が必要です。
事業の変更・中止等	※事業の途中で導入する小規模設備の変更または事業を中止する場合は「変更(中止)承認申請書」を提出し、事前に承認を受ける必要があります。事業経費を変更する場合は、変更後の見積書の写しも添付してください。 なお、対象事業費が増えても、補助金の増額は認められません。
その他	※交付決定前に完了した事業(取組み)や終了した事業(取組み)は補助対象外です。 ※必要に応じて補助対象事業の遂行や収支の状況について報告を求めたり、本会職員及び京丹後市職員による現地調査を行う場合があります。 ※京丹後市商工会員事業以外の方は「営業実態証明書」の添付が必要です。「営業実態証明書」の発行には1,500円の発行証明手数料が必要です。 ※補助金を目的外に使用した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求められることがあります。

お申込み・お問い合わせ先

京丹後市商工会 本所 ☎0772-62-0342
網野支所 ☎0772-72-1863
弥栄支所 ☎0772-65-3137

大宮支所 ☎0772-68-0038
丹後支所 ☎0772-75-2222
久美浜支所 ☎0772-82-0155

今年もやりきり

エリアコミュニケーション事業(エリコミ)

地域内会員同士のコミュニケーションを深めるために、昨年度実施しました「エリアコミュニケーション事業(エリコミ)」ですが、本年度も引き続き実施します。

昨年は各地域「ランチミーティング」を皮切りに、地域探索ツアーや日帰りバス旅行、ランチ交流会など、ユニークでアイデアいっぱいの事業を実施していただきました。

今年も本事業を企画段階から盛り上げていただき、地域交流や懇談及びコミュニケーションを通じて各地域を大いに活気づけましょう。

併せて、職員との交流を通じて商工会に対する要望やご意見などいただけましたら幸いです。当会役員の皆様、商工会員の皆様、ご案内した際には本事業成功に向け積極的なご協力ご参加をよろしくお願いいたします。

— 昨年の模様を一部ご紹介します —



地域探索ツアー(大宮)



日帰りバスツアー(網野)

地域経済動向調査『D.I.』報告

業種	4月				5月			
	4月	5月	前月比	前年同月値	4月	5月	前月比	前年同月値
産業全体								
売上高	6.0	▲7.0	-13.0	7.0	▲14.3	▲14.3	0.0	7.1
採算	▲16.0	▲28.0	-12.0	▲28.0	▲28.6	▲21.4	7.1	▲42.9
資金繰り	▲14.0	▲19.0	-5.0	▲9.0	▲21.4	▲14.3	7.1	▲7.1
業況	▲18.0	▲33.0	-15.0	▲5.0	▲35.7	▲64.3	-28.6	▲28.6
繊維業								
売上高	▲21.4	▲35.7	-14.3	35.7	57.1	14.3	-42.9	0.0
採算	▲35.7	▲57.1	-21.4	▲35.7	0.0	0.0	0.0	▲35.7
資金繰り	▲14.3	▲28.6	-14.3	0.0	7.1	0.0	-7.1	0.0
業況	▲71.4	▲78.6	-7.1	14.3	7.1	▲7.1	-14.3	▲28.6
工業								
売上高	▲26.7	▲26.7	0.0	▲33.3	▲14.3	▲14.3	0.0	▲50.0
採算	▲13.3	▲40.0	-26.7	▲13.3	▲7.1	▲21.4	-14.3	▲42.9
資金繰り	▲13.3	▲13.3	0.0	0.0	▲21.4	▲28.6	-7.1	▲21.4
業況	▲13.3	▲6.7	6.7	0.0	▲35.7	▲50.0	-14.3	▲57.1
建設業								
売上高	21.4	▲35.7	-57.1	50.0	40.0	60.0	20.0	40.0
採算	▲14.3	▲42.9	-28.6	7.1	▲13.3	▲13.3	0.0	▲33.3
資金繰り	▲21.4	▲35.7	-14.3	▲14.3	▲13.3	▲13.3	0.0	▲20.0
業況	▲7.1	▲42.9	-35.7	14.3	26.7	13.3	-13.3	46.7
観光業								
売上高	21.4	▲35.7	-57.1	50.0	40.0	60.0	20.0	40.0
採算	▲14.3	▲42.9	-28.6	7.1	▲13.3	▲13.3	0.0	▲33.3
資金繰り	▲21.4	▲35.7	-14.3	▲14.3	▲13.3	▲13.3	0.0	▲20.0
業況	▲7.1	▲42.9	-35.7	14.3	26.7	13.3	-13.3	46.7
サービス業								
売上高	21.4	▲35.7	-57.1	50.0	40.0	60.0	20.0	40.0
採算	▲14.3	▲42.9	-28.6	7.1	▲13.3	▲13.3	0.0	▲33.3
資金繰り	▲21.4	▲35.7	-14.3	▲14.3	▲13.3	▲13.3	0.0	▲20.0
業況	▲7.1	▲42.9	-35.7	14.3	26.7	13.3	-13.3	46.7

◎市内事業所(約100社程度)を、ヒアリングした景気動向結果を指標化し、『D.I.』値としています。

「LPガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金」のご案内

京都府では、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある府内の中小企業者の事業継続と経営改善を目的として、省エネ設備・機器やシステム導入に取り組む事業者を支援します。

補助対象者: 京都府内に事業を有し、
 ・LPガス販売事業者とLPガスの販売契約を締結している中小企業者
 ・代表する者が小売電気事業者等と特別高圧の受電を契約し、京都府内の事業所等で電力を使用する中小企業者のうち、製造業を営む者

補助率: 3/4以内

補助額: LPガス2~20万円 特別高圧電力10~1,000万円

補助対象経費: 事業継続と経営改善のための以下の機器や部品の購入、運搬、設置、取付、既存機器の撤去等にかかる経費、経営効率化のために導入するシステムに要する経費

LPガス…業務用厨房機器、温水機器、暖房・冷房機器、発電機器、洗濯機・衣類乾燥機
 (ガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除く)

特別高圧電力…空調・換気、冷凍・冷蔵設備、ポンプ、ファン、コンプレッサ、ボイラ、工場炉等の熱設備、照明、受変電、電気設備、電動機、電気加熱設備、生産設備、排水設備、再生可能エネルギー設備

申請期間: 令和6年2月14日(水)~令和6年8月30日(金)

補助対象期間: 令和6年2月1日(木)~令和7年1月31日(金)

お問合せ

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者
 経営改善支援事業費補助金センター
 050-3662-5739(平日9:30~17:30)



労働保険事務組合の委託事業所のみなさまへ

令和6年度 第1期労働保険料等の納入期限及び口座振替日は

令和6年7月10日(水)です。

- 口座振替手続き済みの事業所様におかれましては、納入通知書記載の口座より引き落としをさせていただきます。
- 口座振替未手続事業所様におきましては、同封の振込依頼書をご利用いただき、金融機関もしくは商工会各支所の窓口にて、納入くださいますようお願い申し上げます。

フリーランスに関する法律が制定されました

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が公布され、令和6年11月1日より施行されます。

この法律は、働き方の多様化が進展する中で、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、取引の適正化と、就業環境の整備を図ることを目的としています。

事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律が設けられています。詳しくは各省庁の特設ページをご覧ください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省



また、フリーランスと発注者等との契約内容等の取引上のトラブルについて相談したい場合は、「フリーランス・トラブル110番」をご利用ください。

フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口が設置されており、本法律の適用とならない取引上のトラブルについても相談可能です。

お問合せ: 0120-532-110(平日9:30~16:30) HP: <https://freelance110.jp/>

京都府最大部員数

青年部通信

<https://www.kyotango-impulse.jp/>



若手事業者募集中

申込・詳細は京丹後市商工会
 青年部事務局まで
 TEL:0772-62-0342

第1回常任委員会を開催しました

5月16日(木) 京丹後市商工会本所におきまして、部長、副部長及び各町統括、委員長13名に参加していただき常任委員会を開催しました。今年度のスケジュール、主張発表大会に向けて取り組みを考えました。広報、地域貢献、次世代育成、研修、まちづくり、各委員会の活動と活躍にご期待ください。今年度についても頑張っていきたいと思っております!!!



女性部だより

部員募集中

私達と共に、女性部の活動に参加しませんか?
 商工会女性部事務局
 TEL:62-0342

6/14(金) 日帰り研修in福井

福井県坂井市三国町を訪問し、部員25名が研修に参加しました。

国の登録有形文化財に指定されている旧岸名家や旧森田銀行などの建物が残るレトロな街並みを散策し、坂井市龍翔博物館で三国町が港として栄えた歴史を学びました。

また、水に濡らすと深い青色に変化することから「ふくいブルー」とも呼ばれる^{しゅくだいし}笏谷石を使い、文字や色を付けるプレートオブジェ作りを体験しました。



体験の様子

今回の研修はおもてなし交流事業を利用して、他県の商工会女性部がどのように地域を紹介し、またどのような「おもてなし」をされているのかを学ぶことを目的とし計画しました。女性部間の交流を深めることもでき、様々な魅力があふれる三国町を楽しむことができました。



視察の様子

今後の予定

7/13(土) ボウリング大会

8/2(金) 夏の寄せ植え・足の健康を守る体操講習会